

議案第5号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について

平成31年3月7日提出 岩手県人事委員会 委員長 熊谷 隆司

第1 趣旨

給与簿の取扱いの見直しに伴い、所要の改正をしようとするものである。

第2 規則案の内容

様式第1から様式第5までを削るとともに、併せて所要の整備をすること。

第3 施行期日（附則関係）

平成31年4月1日から施行すること。

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

岩手県人事委員会

委員長 熊谷隆司

岩手県人事委員会規則第 号

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則（昭和38年岩手県人事委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(給与簿の種類)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する給与簿は、勤務実績報告書(様式第1)、勤務記録簿、職員別給与簿(様式第2)及び基準給与簿(様式第3)から成るものとする。</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する通知は、人事異動通知書の写し<u>その他</u>支給規則第3章に規定する給与に係る届及び帳簿<u>その他この規則及び</u>支給規則に定める様式の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>第15条 削除</p> <p>第16条 基準給与簿の様式は、第4条の規定にかかわらず、期末手当及び勤勉手当の支給に際しては、様式第4をもってこれに代えることができる。</p> <p>2 給与支給機関は、第4条の規定にかかわらず、特殊勤務手当、超過勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜勤手当、休日給、災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当の支給に際しては、第8条の規定により送付された勤務実績報告書をもって基準給与簿に代えることができる。</p> <p>3 給与条例等の改正若しくは昇給等の遡及発令又はそのいずれもが同時に給与支給の原因となる場合に限り、給与支給機関は、第1項に規定する様式の内容を考慮して別に当該給与に係る基準給与簿の様式を定めることができる。</p> <p>(給与支給明細書)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>2 給与支給明細書の様式は、別に定めるところにより所属機関の長が定めるものとする。</p> <p>(支払監理の結果の報告等)</p> <p>第23条 給与監理員は、支払監理の結果について給与支払監理報告書(様式第5)を作成し、支払監理の終了後速やかに人事委員会事務局長を経て人事委員会に提出しなければならない。</p>	<p>(給与簿の種類)</p> <p>第4条 前条第2項に規定する給与簿は、勤務実績報告書、勤務記録簿、職員別給与簿及び基準給与簿から成るものとする。</p> <p>(給与支給機関等に対する通知)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2～4 [略]</p> <p>5 第1項から第3項までに規定する通知は、人事異動通知書の写し<u>又は</u>支給規則第3章に規定する給与に係る届、<u>帳簿その他の</u>第4条に規定する給与簿若しくは支給規則に定める様式の写しをもってこれに代えることができる。</p> <p>第15条及び第16条 削除</p> <p>(給与支給明細書)</p> <p>第18条 [略]</p> <p>(支払監理の結果の報告等)</p> <p>第23条 給与監理員は、支払監理の結果について給与支払監理報告書を作成し、支払監理の終了後速やかに人事委員会事務局長を経て人事委員会に提出しなければならない。</p>

い。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1から様式第5までを削る。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の一部改正について

1 趣旨

人事院通知（給実甲 576 号（給与簿の取扱いについて））の一部改正により、今般、国の職員別給与簿が改正されたところであるが、本県における給与簿の取扱いについて、給与支給機関等における運用実態等を踏まえ、事務の簡素化・効率化等を総合的に勘案して、所要の改正を行うものである。

2 給与簿の概要

(1) 給与簿制度の意義

給与簿は、給与支払のための台帳であり、民間企業でいえば、労基法上の賃金台帳制度に相当するものである。給与簿制度の趣旨は、給与支払事務の過程を個々具体的に記録することにより、その事実関係を明確にし、あわせて法令に基づいた適正かつ正確な給与の支給を確保することにある。また、統一的な制度を定めることにより、職員に対する給与支払手続の統一性が確保されることになるものである。

(2) 給与簿の体系

給与簿は、勤務実績報告書、勤務記録簿、職員別給与簿及び基準給与簿から成り、勤務実績報告書及び勤務記録簿は給与支給権者（各任命権者）が、職員別給与簿及び基準給与簿は給与支給機関（総務事務センター）がそれぞれ作成している。

3 国の改正内容

平成 29 年度税制改正により、配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しが行われ、扶養親族の数の算定方法が変更されたこと等に伴い、給実甲 576 号別表第 1 職員別給与簿（その 1）中の「扶養控除等申告関係」及び「年末調整」の欄について所要の改正が行われたこと。

4 給与簿様式の使用状況について

(1) 本県の状況

- 給与支給機関である総務事務センターにおいては、本規則の運用通知（第 2 第 1 項第 2 号）の規定に基づき給与システムを使用し、規則に定める様式と異なる様式を用いている。
- 現行の規則に定める様式は、国の様式と異なるものとなっている。

（参考） 職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の運用等について（昭和 39 年 1 月 14 日付け岩人委業第 7 号）

第 2 給与簿関係

1 第 1 節 通則関係

(1) [略]

(2) 給与計算に電子計算機を使用する等のため、規則第 4 条及び規則第 16 条に規定する様式（以下「規定の様式」という。）によることが困難である場合には、給与支給機関は次に掲げる基準により規定の様式と異なる様式を用いることができるものとする。

この場合、当該様式の使用についてはあらかじめ規則第 26 条の規定に基づく人事委員会の承認があつたものとみなす。

ア 様式中の各欄の配列を変更すること。

イ 様式中の各欄の名称等を適宜簡略化すること。

ウ 様式を適宜別業とすること。

(3) [略]

(2) 国及び他県の状況

現在、給与簿等の様式の根拠規定を規則で定めているのは本県と山形県のみとなっている。

		青森	岩手	宮城	秋田	山形	福島	国
様式の根拠	規則	×	○	×	×	○	×	×
	運用通知等	×	×	○	○	×	×	○

5 改正の内容

給与簿様式を本規則から削除するとともに、運用通知において給与支給者及び給与支給機関が様式を作成するよう規定する。なお、様式変更の際は報告を求めることを規則において規定する。

【理由】

- 1 規則本文に給与簿において記載すべき事項を列挙していることから、規則から様式を削除したとしても、給与支給権者及び給与支給機関において、必要記載事項を把握することが可能であること。
- 2 給与支給権者及び給与支給機関が定めた様式を人事委員会あてに報告してもらうことで、様式の適正を確保することが可能であること。

なお、給与支給権者及び給与支給機関に確認したところ、現在は給与システム等によって給与簿を作成し、規則で定めている様式を実際に使用していないことから、規則内の様式を削除しても差し支えない旨回答があったこと。

【運用通知に追加する規定（案）】

○「職員の給与簿及び給与の支払監理に関する規則の運用等について」の通知

第2 給与簿関係

1 給与簿の様式

- (1) 規則第4条に規定する給与簿のうち、勤務実績報告書及び勤務記録簿の様式は、給与支給権者が定めるものとし、職員別給与簿及び基準給与簿の様式は、給与支給機関が定めるものとする。
- (2) 給与支給権者及び給与支給機関は、給与簿の様式を定めたときは、当該様式を添付のうへ、人事委員会あて速やかに報告するものとする。様式を変更したときも同様とする。

6 施行日

平成31年4月1日から施行すること。

(参考)

規則で定める様式の取扱いについて（平成18年9月22日付け総務第544号総務部長通知）

- ・ 主として事務の簡素化の観点から、新たに制定する規則の中では様式を定めないこととしたもの。
- ・ 様式を定めている既存の規則を一部改正する場合も、様式を規則から削除して別途定める形に切り替えて差し支えないものとしたもの。